

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和2年 第13回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和2年12月22日(火) 午前 9時30分から 午前 10時44分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階 庁議室
委 員 名		(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、青木委員、 半澤委員、今村委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		榊教育部長、宮原教育総務課長、水上学校教育課長、 永島郷育推進課長、堀田文化財課長、永松主幹兼指導 主事、伊澤指導主事兼教育指導係長、藤岡指導主事兼 教育指導係長、笹田総務企画係長、松本
会 議	議 題 (内 容)	・議案第23号福津市立学校の施設の開放に関する条 例施行規則等の一部を改正することにつ いて ・報告 ・その他
	公 開 ・ 非 公 開 の 別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	1人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		柴田教育長
		今村委員
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 日程第1 開会の宣言

柴田教育長：それでは皆さん、おはようございます。

本日構成委員5名中、出席委員5名で定足数に達し委員会は成立しましたので、令和2年第13回の福津市教育委員会定例会を開会したいと思います。

直ちに会議を開きたいと思います。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりでございます。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：会議録署名の指名については、本日は私と今村委員で確認、署名することとさせていただきます。

3 日程第3 議案第23号福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則等の一部を改正することについて

柴田教育長：それでは、日程第3、議案第23号福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則等の一部を改正することについてを議題といたします。

では、提案理由を永島郷育推進課長にお願いしたいと思います。

永島課長：郷育推進課、永島です。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第23号、福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則等の一部を改正することについて、説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則、福津市体育施設条例施行規則及び福津市武道館条例施行規則に規定する減免対象者のうち、障害者基本法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の記載がないため、所要の改正をする必要が生じたためです。

2ページをお願いいたします。

福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（案）です。

第1条、福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。第7条第1項第1号イの中の「療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた者」を「療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」に改める。

第2条、福津市体育施設条例施行規則の一部を次のように改正する。別表中「療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた

者」を「療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」に改める。

第3条、福津市武道館条例施行規則の一部を次のように改正する。別表中「療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた者」を「療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

なお3ページから5ページに新旧対照表をつけさせていただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

柴田教育長：ありがとうございました。

この件に関して質疑を受けます。

今村委員：1つ質問があります。理由のところで精神障害者の保健福祉手帳の交付を受けている者の記載がないため、となっているので、その理由は分かるのですが、これはなぜ今まで記載がなかったのですか。

永島課長：これにつきましては、市民の方からの意見がございまして、この件に関して調査をいたしました。

障害者基本法の改正により障害者手帳の部分が身体障害者手帳、療育手帳、それと、精神障害者保健福祉手帳の三種類が該当しておりまして、この規則には精神障害者保健福祉手帳の記載がなかったため、今回改正をさせていただくということで提出させていただいております。

榊部長：本来は障害者基本法が改正された段階で、改正すべきものでした。

今村委員：見落としていたということですね。

永島課長：はい、そうです。申し訳ございません。

榊部長：新規というよりも、不備の整理をさせていただいたというところでございます。

今村委員：分かりました。

榊部長：どうしても福祉部門の話になってくるので、なかなかそこまでの法律に思いが至らなかったというところがございます。今後はそういったところも注視しながら進めていきたいと思っております。

柴田教育長：よろしいですか。

そうしましたら、この改正について御同意をいただける方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成でありますので、議案第23号、福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則等の一部を改正することについては、今提案があったとおりに改正をさせていただきたいと思っております。

本日の議題は1つだけでございまして、あとはもう全て報告事項ということになります。

4 日程第4 報告

柴田教育長：それでは、引き続きまして私の動静報告は、いつものとおり書面によって代えさせていただきます。11月20日から本日12月22日までの報告でございます。

これからいよいよ年度末に差しかかってきて、各学校の業績評価や、あるいは人事に関わることが今から出てくると思うのですが、ちょうど昨日と今日は、学校長の業績評価の面接を午後に行っております。私と部長とでやっております。

学校行事としては、福岡中学校はトークフォークダンスをされておりました。それから、校長会を先週金曜日に行いまして、今学校現場でハラスメントが非常にクローズアップされていまして、子どもに対するハラスメントだけではなくて教師間のハラスメントもいろいろ苦情がありまして、そういった検証もされております。部長と永松指導主事でハラスメントの指針を作成しておるところです。

永松指導主事：現在は校長先生方から御意見をいただいている状況ですので、最終的には2月の教育委員会で見ていただくように考えております。

柴田教育長：その件に関しては、委員さんの方々にも福津市の小中学校におけるハラスメントの指針ということで、学校教育課長のほうから説明があると思います。

それでは、諸報告ということでまず12月の議会報告を部長のほうからお願いします。

～榊教育部長より12月議会一般質問の報告～

榊部長：一般質問については以上でございます。

あとは、12月の補正予算、あるいは物品購入の契約の議案等を出させてもらっています。契約については、水上学校教育課長より説明いたします。

水上課長：失礼します。

先ほど部長が言われましたとおり、財産の取得ということで議案のほうを提出させていただいているところでございます。

先月の教育委員会のときにも、少しお話をさせていただきました。国が進めておりますGIGAスクール構想に基づきまして、情報化推進の中で1人一台のタブレット端末を導入する事務を進めております。それに伴う電子黒板つきプロジェクターの導入ということで、2,000万円以上の契約ということになり、議会の議決が必要だということで計上をさせていただい

ております。

総務文教委員会の中で説明をさせていただきました。質問といたしましてはタブレット端末との連携はどうなっているのかや、特別支援学級や教育支援センター「ひだまり」の配置はどうなっているのかというような御質問等を受けております。

いずれの質問についても回答をさせていただいているのですが、特別支援学級につきましては、福間南小学校に既存のモニターという物がございます。そういったものを活用しながら備品の配置換え等で対応していきたいと、回答をさせていただいているところでございます。

また、教育支援センター「ひだまり」につきましては、すぐに設置は考えていないということで回答をさせていただいております。今後活用状況を見ながら、必要性等を検討していきたいと回答をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

宮原課長：教育総務課からも、1点よろしいですか。

12月1日に補正予算委員会がございまして、その中で小中学校トイレ施設の洋式化の実施設計というものを挙げさせていただいております。こちらも議決をいただきまして、現在設計書の作成を行っております。

1月8日の入札です。中学校と小学校のトイレの洋式化、設計費で約2,880万円の金額で今後進めてまいりたいと思っております。

1月に入札後、工期としては、令和3年12月15日を工期末と予定しておりまして、令和4年度からの段階的なトイレの改修工事に着手していきたいと思っております。

以上でございます。

榊部長：以上、12月補正予算と財産の取得ということです。

教育総務課長が説明しました、トイレの洋式化の設計委託については、100%をコロナ交付金の活用でさせていただいております。

学校教育課長が説明いたしました、来年度増える教室に対する部分については、残念ながらこれは全て単費ということで、既に1人一台パソコンとプロジェクターの部分については、国の補助金とコロナ交付金ということで、100%を補助金と交付金でしていますけれども、それは今年度の児童生徒に対する部分だけということになります。来年度4月以降に増える児童生徒分については、市費単独費で賄うということで、12月議会の中で財産の取得ということで挙げさせてもらっているというところでございます。

それと、もう一つ12月議会の最終日に動議が出ました。それこそ10月30日の総合教育会議の中で九州環境管理協会からの唐突の説明があったかと思います。それに対する委託契約

の手續に関して動議が出まして、百条委員会が立ち上がったところでございます。百条委員会とは、議会の調査委員会で、地方自治法百条に規定されている調査委員会であり、通常百条委員会というふうに呼んでいます。

実際に百条委員会については、裁判と同じような形で証人喚問といいますか、出頭命令があつて、いろいろな質問に対して証言することになります。

ちなみに、教育委員会のほうでは教育長と私のほうに出頭命令がきていますので、承諾しますというやり取りをしています。拒否すれば、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処されることになります。

1回目の百条委員会は12月28日に予定されています。市長、副市長、教育長含めて10人ぐらいと聞いていますけども、出頭していろいろな質問に対して回答するというところでございます。どのぐらいの期間でどれぐらいの回数というところまでは詳細は掴んでおりません。進捗状況に応じて、どういうふうになるのかは変わってくるのだらうと思っているところでございます。

また逐一この部分については、皆様に情報提供をしてみたいと考えております。対象になる部分については、10月30日の九州環境管理協会に対する委託契約というところでございます。

以上で、12月議会の部分についての報告を終わらせていただきますと思います。

柴田教育長：ありがとうございました。

12月議会関係の報告でしたけど、何か委員の皆様でお聞きになりたいこととかありませんか。

よろしいですか。

それでは、福岡県の学力テストの結果と分析についての報告を藤岡指導主事のほうからお願いします。

～藤岡指導主事より福岡県学力テストの結果と分析について報告～

柴田教育長：ありがとうございました。

せんだって行われました県下統一の学力テストの結果と分析について、何かお聞きになりたいことがありますか。

今村委員：よろしいですか。分析お疲れさまでした。これだけのことをまとめるというのは、大変だったと思います。

資料の16ページ、国語の漢字のところについてです。漢字指導が大変だということで、私は年に2回神興小学校の丸つけ先生に行っているのですが、まさにそのように感じています。

国語の問題で、回答を平仮名で書く児童が結構います。習っている漢字かどうかを尋ねると、「はい、習っています。」と

答えるので、私は漢字に書き換えさせます。

だからやっぱり、ここに書いてあるとおりに漢字の指導というのは非常に重要だと、本当にそう思いました。

早く次の問題に移りたいために、ぱっと平仮名で書いて持ってくるんですよ。だから、「これは、もう一回漢字に書きなおそうね。」と言って、漢字に書きなおさせたりします。学力分析テストの前に、そういうものがあるので、どんどんどんどんこなしていくわけです。児童は、もう時間との勝負というような感じでやるものだから、じっくり取り組むということもたまには必要かなと思います。もちろんそのように次から次に問題を解くことも必要な場合もあるとは思いますが。

この資料を見て、そのように思いました。

柴田教育長：漢字を書かなくなるというかね。

今村委員：はい。今言われたスマホ等の関係もあると思います。

柴田教育長：私もまだ現職のときに、社会科では漢字がたくさん出てくるので、漢字で書けたら丸なのですが、平仮名で書いたら三角にしていました。

今村委員：私もそれをよくしていました。

日本語は漢字と平仮名でなっているからですね。平仮名ばかりでも分かりにくいし、漢字ばかりでも分かりにくいので。やっぱり漢字と平仮名の文化だからですね。

柴田教育長：あとは、この結果を指導主事がそれぞれ小中学校に還元しながら授業改善に生かしていくという形になっていきます。

5 日程第5 その他

柴田教育長：それでは、日程の第5、その他です。まずは今後のスケジュールについてを、笹田総務企画係長よりお願いします。

笹田係長：7ページに、今日から1月末までのスケジュールを載せております。

12月23日（水）、文部科学省主催の市町村教育委員会オンライン協議会です。教育委員さんのオンライン研修がございまして、今村委員に参加していただきます。午後2時からの予定です。また後で御案内いたします。

今村委員：はい。

笹田係長：1月18日（月）、第3回古賀高等学校組合教育委員会がございまして。午後1時半から古賀市役所で予定されております。藤井委員の出席をお願いいたします。

藤井委員：はい。

笹田係長：1月28日（木）、教育委員会定例会です。9時半にこの庁議室で予定しております。

1月30日（土）、先ほどチラシをお配りしましたコミュニティ・フェスタがございまして。中央公民館で予定しております。

す。御都合が合いましたらどうぞ御出席をお願いいたします。
以上です。

柴田教育長： ありがとうございます。他に何かございますか。

宮原課長： 1点、説明させていただきます。

福間南小PTAからの議事録を御手元にお配りしております。非常に分厚い物になっております。こちらは、11月16日（月）に、約2時間にわたって、教育長以下我々教育委員会と市長に対して、南小のPTAが意見交換という形で質疑を行われたものになります。

福間南小PTAとしては、この議事録を、福間南小の保護者で議事録を見たいという希望がある方には見られるような形にしたいというふうにおっしゃっていました。この議事録を要約して、Q&A方式で10項目ほど作りまして、年明けに全保護者に配付したいというふうにも言われておりました。

柴田教育長： じっくり読んでいただけると、福間南小のPTAの役員さん方から、どのような思いをいただいたかというのがお分かりになるかと思います。

この12月1日号の広報誌は御覧になりましたか。

教育委員さんへの事前の了解もなしで、この写真や内容が掲載されています。そういったところも、少し疑念があるところでございます。私も了解はしておりません。

昨日の新聞にこのような記事が載っていました。

糸島市の広報誌についてです。既に配った広報誌を全回収するというものでした。その理由としては、この広報誌に掲載された写真が、本人に掲載の了解を得ていなかったということでした。

本市も、市長が独善的に掲載されておりますので、この写真は、我々も教育委員さんも了解しておりません。若干ぼかしてはあるものの、分かる人は分かると思います。

今後の課題といいますか、申し入れはしておこうかなと思っております。

他に、その他で何かございますか。

榊部長： すみません。本日配付させていただいております社会教育生涯学習の拠点に関する意見書について、説明をさせていただきます。

郷育推進会議が、教育長と市長のほうに、この意見書を提出されております。

郷育推進会議は、各種社会教育関係団体等が構成しています委員会でございます。会長は木本会長で、副会長は福岡教育大学の伊藤先生で、文化協会や子ども会育成会等そのような団体で構成される推進会議でございます。

先ほど少し申し上げました、集中改革プランということで、実は中央公民館については、平成28年の集中改革プランの中

で、文化会館との機能をしっかりと整理してほしいというよう
なところで進んでおりました。

しかし実際、そのような作業は、なかなか進んでいなかった
という状況の中で、教育委員会としては機能整理に伴う公民館
としての機能廃止というスタンスではあったのですが、新設校
の絡みも含めて、中央公民館の施設自体の廃止というような話
にもなっております。

郷育推進会議の中で、そのことをどう考えていくのかという
ことで整理をしていただいて、社会教育生涯学習の拠点に関す
る意見書ということで取りまとめられております。郷育推進会
議での考え方というところで、詳細についてはお読み取りいた
だきたいと考えております。

基本的なところでは、当然ながら機能整理をしていく必要性
は十分にあるのですが、一方で生涯学習の推進をどう図ってい
くのかという観点も必要になってきます。推進するに当たって
はやはり拠点となる場、そのようなところも十分に考えていく
必要があります。こちらのほうについても、郷育推進会議の意
見も踏まえながら、文化会館カメリアホールとの機能整理、そ
ういったところをいろいろと考えてまいりたいと思っております。

郷育推進会議のほうから、市長及び教育長に対して12月1
6日付で意見書が出たと御承知おきしていただきたいと思っ
ております。

以上でございます。

6 日程第6 閉会宣言

柴田教育長：それでは予定されておりました連絡事項等は終わりましたので、
これもちまして第13回の福津市教育委員会定例会を閉会さ
せていただきます。

どうもお疲れさまでした。